

法律の前文における一人称複数

中島厚夫

目次

- 第1 はじめに
- 第2 法令における一人称複数
 - 1 法令における一人称複数
 - (1) 法令における一人称複数の状況
 - (2) 一人称複数の表記
 - 2 法令における一人称として問題となる語
 - 3 どのような場合に一人称複数が用いられるか
- 第3 一人称複数とは誰か
 - 1 問題の所在
 - 2 教育基本法の場合
 - 3 国立国会図書館法
 - 4 基本法の場合
 - 5 救済法の場合
 - 6 一人称複数の曖昧さ
- 第4 一人称複数と法律の制定主体
 - 1 一人称複数と法律の制定主体に関する問題の所在
 - 2 法律の制定主体
 - (1) 憲法における法律の制定主体
 - (2) 制定文の場合
 - (3) 法律の制定主体の扱い
 - 3 法律の制定主体と一人称複数
- 第5 法令の文章の客観性について
 - 1 法制執務と法令の文章の客観性
 - 2 法令の文章の客観性について
- 第6 おわりに

第1 はじめに

筆者は、「日本国憲法前文における「われら」をめぐって一冒頭の文章を中心に⁽¹⁾」において、日本国憲法前文の冒頭の文章では、「日本国民」と「われら」は切り離され、その結果、「われら」は、明治憲法上の憲法改正権者である天皇である「われ」とそれ自体としては憲法制定権者ではない「日本国民」からなると解すべきことを提示した。

一方、法令では、基本的には非人称的な三人称で条文は書かれているが、前文が置かれている法律のその前文において一人称複数が用いられていることがある。この場合、法律での一人称複数は、憲法前文の「われら」と同じものであることを無批判に前提としているようにも思う。そうだとすると、拙稿で示した憲法前文での「われら」の解釈を前提とすると、法律の前文における一人称複数についても再考が求められることになる。しかし、それ以前に、そもそも憲法と法律とで同じに考えることはできるのか、根本から考えるべきではないかという疑問がある。いいかえれば、憲法前文の「われら」を「日本国民」とする通説によったとしても、法律の前文における一人称複数、それと同じに考えることはできるのかという疑問である。そして、法律の前文における一人称複数、一義的に考えることができず、曖昧なものになってはいないか、本来、前文においても一人称複数を用いることは適切ではないと

(1) 中島厚夫「日本国憲法前文における「われら」をめぐって一冒頭の文章を中心に」日本大学法科大学院法務研究第22号51頁以下（令和6年）

いう疑問もある。本稿は、法律の前文における一人称複数について検討する。

第2 法令における一人称複数

1 法令における一人称複数

(1) 法令における一人称複数の状況

憲法で用いられている「われら」に相当する一人称複数がある。e-Gov法令検索で、「われら」、「我々」、「我々」、「われわれ」、「わたしたち」、「私たち」、「私達」を検索すると、⁽²⁾「われら」が1件、「我々」が7件、「我々」が7件ある。「われわれ」、「わたしたち」、「私たち」、「私達」は、検索してもヒットしなかった。検索されてきたものを、法律番号順に並べると、次のようになる。

- 1 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）前文…「われら」
- 2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）前文…「我々」
- 3 ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）前文…「我々」
- 4 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）前文…「我々」
- 5 文化芸術基本法（平成13年法律第148号。制定時題名は「文化芸術振興基本法」だったが文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成29年法律第73号）により、表記題名に改正。）前文…「我々」
- 6 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）前文…「我々」
- 7 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）前文…「我々」
- 8 食育基本法（平成17年法律第63号）前文…「我々」

9 観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）前文…「我々」

10 教育基本法（平成18年法律第120号。以下「新教育基本法」という。）前文…「我々」

11 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅳ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成20年法律第2号）前文…「我々」

12 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）前文…「我々」

13 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）前文…「我々」

14 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）前文…「我々」

15 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）前文…「我々」

以上は、現行法令でのものであるが、衆議院ホームページで制定法律について上と同様の検索すると、現行のものではないが、過去に一人称複数を用いた法律があることがわかる。

- ① 教育基本法（昭和22年法律第25号。以下「旧教育基本法」という。）前文（旧教育基本法は、10の新教育基本法により全部改正された。）…「われら」
- ② 農業基本法（昭和36年法律第127号）前文（同法は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）により廃止された。）…「われら」
- ③ 観光基本法（昭和38年法律第107号）前文（同法は、6の観光立国推進基本法により全部改正された。）…「われら」
- ④ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）前文（中小企業基本法等の一部を改正する法律（平成11年法律第146号）により、前文は削除された。）

(2) e-Gov法令検索<https://laws.e-gov.go.jp>による。検索日は、令和7（2025）年8月15日である。

…「われら」

- ⑤ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）前文（同法は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）により全部改正された。）…「我々」

以上のように、憲法以外では、一人称複数が出てくるのは、すべて法律の前文においてであることが理解される。⁽³⁾

(2) 一人称複数の表記

一人称複数の表記について、昭和38年の④中小企業基本法以前は、「われら」と平仮名での表記となっている。これは、日本国憲法の表記に倣ったものでもあるが、昭和26（1951）年に国語審議会が決定した「公用文作成の要領」に「当用漢字表にあって、かなで書くもの」として「われ」などの代名詞が挙げられており、法令でもそれによっているということである。⁽⁴⁾

なお、接尾辞の「ら」は当用漢字音訓表で「等」に「ら」の読みがないことから、仮名で書くこととされた。そして、それは常用漢字表になってからも同様である。

一方、昭和48（1973）年、「当用漢字音訓表」、「送り仮名の付け方」が定められたことに伴い、「公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」（事務次官等会議申し合わせ）が定められ、その中で、「原則として、漢字で書く」代名詞の例として、「彼 何 私 我々」が、一方「原則として、漢字で書く」連体詞の例として「明

くる 大きな 来る 去る 小さな 我が（国）」を挙げられ、法令においてもそれによることとなった。そのため、昭和48（1973）年以降は、一人称複数を用いるとしたら「我ら」、「我々」と表記することとなっていた。実際には、平成6（1994）年の2の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律で初めて「我ら」となったのである。なお、「公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」の決定に当たっては、「法令と公用文における表記の一体化を図る方針が従前以上にとられることになったので、今後は、繰返し符号のうち「々」については、法令においても用いられることとなろう（例えば、「各々」、「個々」、「種々」、「我々等」）⁽⁵⁾」ということもあった。

このように、平成6（1994）年以降は、「我ら」とされてきたが、平成13（2001）年の文化芸術基本法以降「我々」とするものが現れた。その後は、平成20（2008）年まで、「我ら」と「我々」が用いられていたが、平成22（2010）年以降は「我々」のみが用いられるようになっている。

2 法令における一人称として問題となる語

以上のように、憲法前文の「われら」に相当する一人称複数が法令で用いられているのは、法律の前文に出てくるものに尽きている。しかし、法令における一人称ということで問題となる用語が存在する。それは、「我（わ）が国」の「我（わ）が」である。これは、連体詞とされているが、本来代名詞「我（わ）」に格助詞「が」が付いた語からのものであり、基本的には「話し手のものであること、ま

(3) 厳密に言えば、例えば公職選挙法施行規則（昭和23年総理府令第13号）別記様式第24号その一において「我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。」という文章があるが、このように省令レベルで書類の様式を定める中で様式内に書かれる文章に一人称複数が用いられることがある。また、このほか一人称単数でも同様の例がある。しかし、これらは、いわば引用された文章であって、条文として法令の規範の内容を定めている部分ではないので、ここでの議論の対象となっているものとは異なるものと考えられる。この点は、e-Gov法令検索では、こうした様式中の一人称複数検索されてこないことから裏づけられよう。したがって、本文のような扱いとしている。

(4) 文部省（千種達夫）『法令用語の改正』（文部省、昭和30年）45～46頁。

(5) 前田正道編『ワークブック法制執務』（ぎょうせい、昭和50年）541頁

た、関係あるものであることを表す。わたしの。われわれの。「—子」「—国」「—母校」という意味である⁽⁶⁾。この場合、一人称の単数となるか複数となるかは文脈によることになるが、いずれにしても一人称として問題となりうるといえる。ただ、法令に関していえば、「我（わ）が」が用いられるのは、「我（わ）が国」という場合がほとんどであり、それ以外には文化財法護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第3号及び第5号の「我が国民」、ユネスコ活動に関する法律（昭和27年法律第207号）第1条の「わが国民」しかないのである。この場合、法令上「我（わ）が国民」とは「我（わ）が国民」の意味だと考えられるのであり、結局、法令上は「我（わ）が国」という文言のみに用いられているということになる。

この「我（わ）が」については、これ自体が連体詞とされ、代名詞としての意義が希薄になっていることがある。また、国の法令に限っていえば、「我（わ）が国」という一つの単語となっているともいえるようにも思う⁽⁸⁾。

3 どのような場合に一人称複数を用いられるか

以上のように、一人称複数を用いられているのは、法律の前文である。それは、前文が、その法律の制定の由来、理念、目的などを述べるためのものであり、そのため、それを述べる主体を提示する必要が生じるためであろう。しかし、前文があるからといって、前文の全てに一人称複数が出てくるわけではない。前文がある現行法律は、これまで一人称複数が出てくるものとして挙げてきた法律を含め、全部で34件ある。このことは、一人称複数を用いな

くても、前文を書くことには支障がないことを示している。

では、一人称複数を用いられるのは、どのような場合なのか。一人称複数を用いている法律で、現行法ではないものを含めて20件を見ていくと、まず、題名に基本法という文言があるいわゆる基本法の場合が多いことに気が付く。現行法ではないものでは①～④、現行法では3、5～10、12、15である。いわゆる基本法は、特定の分野の、国の制度、政策、対策についての基本的な理念や方向性を示すものである。そのため、基本法には、前文が置かれることがあり、そこで、その法律の制定の由来、その法律の拠って立つ理念などをうたうこととなる。その際、一人称複数を用いられることになる。とはいえ、全ての基本法に前文があるわけではないし、基本法に前文がある場合でも、全てに一人称複数を用いられるわけではない。なお、上記のリストのうち14地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律については、題名に「基本法」という文言はないが、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進」という政策についての基本的な理念や方向性を示すものとして、基本法と類似したものと考えることができる。

このほかは、1の国立国会図書館法を除くと、原爆被爆者やハンセン病療養所入所者といった被害者というべき人たちに対する救済法というべきものとなる。

(6) デジタル大辞泉 <https://www.weblio.jp/cat/dictionary/sgkdj>

(7) 日本法令外国語訳データベース <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja?re=01>でみると、ユネスコ活動に関する法律第1条の「わが国民」は、'the Japanese people'と訳されている。なお、文化財保護法は、同データベースには外国語訳がない。

(8) 日本法令外国語訳データベースでは、辞書に「我（わ）が国」の項目はない。「我（わ）が国」の訳では、'Japan'とするものが多い。憲法では、「わが国全土」という文脈のせいかわ'his land'（憲法前文第1項第1段）とされている。このほか、'our country'とする（新教育基本法前文第3項など）ものがあり、この場合は一人称複数の問題ともなる。しかし、本文のように考えて問題はないように思う。

第3 一人称複数とは誰か

1 問題の所在

では、これらの一人称複数について、どのように考えるべきか。基本的には、その法律の制定について述べるものであり、その意味では法律の制定主体と考えることができる。しかし、法律の制定主体とは別の形でその一人称複数是谁かということを考えることもできる。その場合、その誰かが法律の制定主体であるということは、まだ論じることはできない。まず、一人称複数とは誰かということ論じ、その上で、法律の制定主体について論じ、その後一人称複数と法律の制定主体との関係をどのように考えるかを論じることとする。

2 教育基本法の場合

法律に前文を置き、一人称複数を用いた法律の最初のものは、昭和22（1947）年の①旧教育基本法である。それは、それ以降の一人称複数を用いる際の参照基準となったといえることができる。その意味で、旧教育基本法を検討することが重要である。そして、旧教育基本法を全部改正したのが9新教育基本法である。そこで、旧教育基本法との連続性と異なる部分とを対比しつつ、論じることとする。

旧教育基本法前文は、次のようになっている。

旧教育基本法前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

この旧教育基本法前文の「われら」の解釈として、次のように述べているものがある。⁽⁹⁾

前文にある「われらは」の「われら」とは、「われら日本国民」ということであり新憲法の前文にある「日本国民」ないし「われら」と同じく、この法律が全く国民の意思に基いて制定せられたものであることを明らかにしている。

旧教育基本法の前文自体、第1項で「われらは、さきに、日本国憲法を確定し」として、「われら」が憲法を確定した主体であることを示していることから、このような考えから作られたものであることは明らかである。この場合、憲法を「確定」したとは、「制定」としてと解する通説からは、この「われら」は、憲法制定主体である「日本国民」ということになる。一方で、旧教育基本法前文第3項、つまり最後の段落は、「この法律を制定する。」に対応する主語は、示されていないが、先の引用から「われら」が旧教育基本法の制定主体と考えている。旧教育基本法では、「われら」は、「日本国民」のことであり、憲法の制定主体であり、同時に旧教育基本法の制定主体であると考えられていたということに

(9) 文部省調査局長辻田力・東京大学教授田中二郎監修、教育法令研究会著『教育基本法の解説』（国立書院、昭和22年）を底本にして復刻した『日本現代教育基本文献叢書 教育基本法制コンメンタール1 教育基本法の解説』（日本図書センター、平成10年初版第1刷、平成14年第2刷）52頁。なお、この書籍は、辻田の「序」によれば、「内外の教育法令を研究するため文部省調査局審議課内に設けられた教育法令研究会で研究したところを、教育基本法制定の最初からその事務に當つてきた文部省事務官安達健二君が筆を執つて取りまとめたものであり、「それを更に、文部省調査局参事として本法制定に關係の深かつた東京大學法學部教授田中二郎氏と、本法制定の所管局長であつた私とが監修したものである」が、「本書の取つた解釋は、文部省としての公定解釋ではない」としている（同書2頁）。

なる。しかし、このような「日本国民」とは何か。具体的実存する日本国民では、これらの2つの主体とは考えにくいので、この「日本国民」は、フランスでのナシオン主権におけるナシオンのような「具体的に実存する国民とは別個の、観念的・抽象的な団体人格としての国民」⁽¹⁰⁾の意味だとすることが考えられる。しかし、それにも問題があるように思う。ただ、ここでは、そこまで突き詰めて考えていないように思われる。一人称複数の曖昧さが表れているように思う。

一方、旧教育基本法を全部改正した新教育基本法前文は、以下のようにになっている。

新教育基本法前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く^{ひら}教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

この場合、同法前文は、「我々日本国民は、」と始まり、「我々」＝「日本国民」であることが明示されている。また、最後の段落である第3項では、「我々は、…この法律を制定する。」となっていて、「我々」が法律の制定主体であることを示している。これは、旧教育基本法前文について示された考え方

を受け継いだからと思われる。新教育基本法では、旧教育基本法と異なり、一人称複数で憲法を確定ないし制定する主体として規定していない。とはいえ、この「日本国民」も旧教育基本法の「日本国民」と同一のものと考えていると思われる。

3 国立国会図書館法

旧教育基本法に次いで一人称複数を用いた前文を持つ法律として制定されたものに、1の国立国会図書館法がある。それは、次のようになっている。

国立国会図書館法前文

国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。

この「真理がわれらを自由にする」という文言については、議論があるが、ここでの「真理」が自由にする対象として「われら」が意味するところについて、論じるものはない。その文意からすると、この「われら」は、日本国民というよりも、さらに広く人間一般、人類一般を指しているものとも考えられる。しかし、「われら」は「確信」に立つ主体でもある以上、その意味で、法律の制定主体でもあることになる。しかし、単に「法律の制定主体」のみを真理が自由にするとはいえないはずである。したがって、ここでは「法律の制定主体」を核として人間一般ということにでもなると思われるが、それでよいのかは疑問がある。

4 基本法の場合

次に、新旧の教育基本法を除く基本法の場合につ

(10) 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第八版』（岩波書店、令和5年）43頁。

(11) 稲村徹元、高木浩子「「真理がわれらを自由にする」文献考」参考書誌研究35号1頁以下（平成元年）が、「真理がわれらを自由にする」という言葉が国立国会図書館法前文にとりいれられた経緯、その解釈等に関する資料を紹介していて、参考になるが、ここでの「われら」そのものについての解釈については触れられていない。

いて考えてみよう。

まず、基本法としては、旧教育基本法に続く②の農業基本法、③観光基本法、④中小企業基本法では、いずれも「われら国民」としていて、一人称複数「国民」であることを明示している。例えば②の農業基本法前文は、次のようになっている。

農業基本法前文

わが国の農業は、長い歴史の試練を受けながら、国民食糧その他の農産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきた。また、農業従事者は、このような農業のにない手として、幾多の困苦に堪えつつ、その務めを果たし、国家社会及び地域社会の重要な形成者として国民の勤勉な能力と創造的精神の源泉たる使命を全うしてきた。

われらは、このような農業及び農業従事者の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な国家の建設にとつてきわめて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、近時、経済の著しい発展に伴なつて農業と他産業との間において生産性及び従事者の生活水準の格差が拡大しつつある。他方、農産物の消費構造にも変化が生じ、また、他産業への労働力の移動の現象が見られる。

このような事態に対処して、農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、農業従事者の自由な意志と創意工夫を尊重しつつ、農業の近代化と合理化を図つて、農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようにすることは、農業及び農業従事者の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、公共の福祉を念願するわれら国民の責務に属するものである。

ここに、農業の向うべき新たなみちを明らかにし、農業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

③観光基本法、④中小企業基本法でも、「われら」の使い方は、農業基本法と同様である。この場合、いずれも最後の段落で「この法律を制定する。」に対応する主語はない。

この「国民」は、旧教育基本法の「日本国民」と同じものと考えられる。以下では、必要がない限り、単に「国民」とする。

このほかの基本法では、一人称複数について「国民」であることを明示していない。ただ、この場合も、「我らは…確信する。」（ものづくり基盤技術振興基本法前文第2項、文化芸術基本法前文第2項、観光立国推進基本法前文第2項、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律前文第3項）、「我らに課された緊要な課題となっている。」（文化芸術基本法前文第3項）、「我らに課せられている喫緊の課題である。」（少子化社会対策基本法前文第3項）、「我らに課せられている課題である。」（食育基本法前文第5項）などのように先に見た農業基本法などと同様の文章で用いられている。また、それ以外の基本法の前文に出てくる一人称複数は、その制定の由来や理念、前提となる事実を語るものである。したがって、これらの一人称複数は、農業基本法などと同様、「国民」と考えているようでもある。そして、それは、旧教育基本法と同様に、憲法前文の「われら」に倣ったものということのように思える。

しかし、一人称複数とは切り離されて「国民」という文言が出てくる場合がある。例えば、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）前文第2項前段は、次のようになっている。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。

このように、「我ら」と「国民」が切り離されて

ともに出てくる場合、「我ら」は「国民」ではないことになるのではないかとも思う。このような例は、文化芸術基本法、犯罪被害者等基本法、食育基本法、観光立国推進基本法がある。では、この一人称複数、どう考えるべきか。この点については、法律の制定主体を示すものとも考えられる。しかし、文脈からは、法律の制定主体に限定するというより、国民一般というように思える。このように、一人称複数については、融通無碍などところがある。

5 救済法の場合

救済法の場合でも、基本法の場合と同様、こうした救済を必要とする法律制定の由来を述べる必要があるという面から一人称複数を用いられる場合がある。その限りでは、基本法の場合と同様である。

なお、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律前文第3項は、「…、我らは、…、この法律を制定する。」となっていて、一人称複数である「我ら」が法律の制定主体であることを明記している。

救済法のうちハンセン病関係のものをみると、簡単に基本法と同じとはいえないところがある。ハンセン病関係のものには、先のリストにある4ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（以下「入所者等法」という。）と11ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（問題解決促進法）のほかに、一人称複数が出てこないハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号。以下「元患者家族等法」という。）があり、この3件とも、前文を置いている。

入所者等法前文

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和二十八年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和三十年代に至ってハンセン病に対するそ

れまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめられるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成八年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにすることである。

ここに、ハンセン病の患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、この法律を制定する。

入所者等法では、「我ら」は「おわびする」とともに「決意を新たにする」主体である。この場合、「おわびする」対象は、「偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた」とこと、「らい予防法」においても引き続き「隔離政策がとられ、それが改められなかったことである。したがって、この「おわび」は、そうした社会一般というべきことと「らい予防法」の制定及びその見直しの不作為をした立法者という面があるが、ここではそれをまとめて「我ら」としていて、結局のところ、この「我ら」は（日本）国民ということになるようにも思われる。

次に問題解決促進法を見てみよう。

問題解決促進法前文

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穩に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被

害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。この法律に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

問題解決促進法では、「我々」は、「平成十三年六月」に「悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに」、入所者等法を制定した主体であることになる。これをそのまま受け取るとすると、この「我々」は、入所者等法の制定とは別に「お詫び」をし、その「お詫び」とは別に入所者等法を制定したことになる。この「お詫び」とは、第151回国会において衆参両院によりハンセン病問題に関する決議がなされたことを指すのであろう。したがって、衆参の各議院での決議であるが、それとともに入所者等法を制定したというのであるか

ら、その意味で、問題解決促進法の「我々」は、国会を指すことになるように思える。しかし、そうすると先に述べたように入所者等法での「我々」を考えるのであれば、この二つの法律の「我々」と「我々」は、別のものとなることになる。

一方で、元患者家族等法前文は、次のようになっている。

元患者家族等法前文

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成十三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成二十年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするとともに、

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

ここでは、一人称複数が用いられていないのみならず、「おわび」するのは「国会及び政府」となっている。そのうえで、「この法律を制定する。」に対応する主語は示されていない。しかし、「国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、⁽¹²⁾」としているのだから、「この法律を制定する。」の主語は、「国会及び政府」であるようにも読める。

ハンセン病に関するこの一連の法律では、一人称複数の使い方、その意味、それと法律の制定主体との関係、法律の制定主体をどう考えるかといった点について、一貫しないところがあるように思える。このようにその解釈を厳密に確定しないことを前提に制定されているように思える。

また、救済法で、一人称複数が「おわびする」としているものに、⑤の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「一時金支給法」という。）前文がある。

一時金支給法前文

昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成八年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。

このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。

今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにするものである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

前文第2項の「我々は、それぞれの立場において」という文言については、次のような説明が国会においてなされている。⁽¹²⁾

○田村〔憲久〕委員〔略〕

まず、今回の法案は特に前文を設けることといたしておりますが、その中で、反省とおわびの主体が「我々は、それぞれの立場において、」となっております。これに対して、主体が明確ではないのではないか、このような御意見もいただきました。

この点について、立法者の意思としてははっきりと申し上げさせていただきたいと思えます。この「我々は、それぞれの立場において、」とあるのは、主に旧優生保護法を制定した国会、そして制定された法律を執行していた政府、これを特に念頭に置いております。

一方で、国会と政府以外にも、当時、旧優生保護法にかかわっていた立場としては、例えば、優生手術の適否を決める審査会を運営した都道府県でありますとか、実際に優生手術の実施にかかわった者なども考えられるわけであります。

これら具体的な主体として考えられるものを全て列挙することは難しいということから、法案では「我々は、それぞれの立場において、」と規定せざるを得なかったというところは御理解をいただきたいと思えますが、重ねて申し上げますが、主に国会と政府、これを念頭に置いておるといことは御理解をいただきたいというふうに思います。

〔略〕

「おわびする」主体をこのように考えると、この「我々」は、「国会と政府」を念頭に、それ以外の関

(12) 第198回国会衆議院厚生労働委員会議録第7号（平成31年4月10日）27頁

係者を指すということだとなる。そうすると、この「我々」は、法律の制定主体ではないと考えられる。というのも、前文第4項で「ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。」となっており、「制定する」の主語はないが、この場合に「自覚し」の主語は何かというと、この文脈からは「国」ということになり、したがって、国が「この法律を制定する。」ということになるのではないかとと思われるからである。しかし、この場合も、このような厳密さを求めるものではないようにも思える。

この一時金支給法を全部改正したのが旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「補償金支給法」という。）であり、その前文も問題となる。

補償金支給法前文第4項及び第5項

国会及び政府は、この最高裁判所大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、特定疾病等を理由に生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する規定に係る立法行為を行い及びこれを執行するとともに、都道府県優生保護審査会の審査を要件とする生殖を不能にする手術を行う際には身体の拘束や欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の通知を发出するなどして、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する。また、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことについても、心から深く謝罪する。

ここに、国会及び政府は、この問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、その被

害の回復を図るため、およそ疾病や障害を有する方々に対するいわれのない偏見と差別を根絶する決意を新たにしつつ、この法律を制定する。

補償金支給法前文には、一人称複数が出てこない。しかし、ここで「謝罪する」のは、「国会及び政府」であり、「この法律を制定する」のも「国会及び政府」であることが明記されている。この点に関し、補償金支給法案の起草案の説明において、谷公一衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長は、「第一に、前文を設け、日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行し、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、国会及び政府の責任を認めて深く謝罪することを明記しております。」⁽¹³⁾と説明している。

したがって、一時金支給法と補償金支給法とで、「おわび」ないし「謝罪」をする主体が異なり、それぞれの法律を制定する主体も異なることになる。

6 一人称複数の曖昧さ

以上のように、法律の前文に出てくる一人称複数とは、基本的には「国民」を指すということになりそうであるが、そうともいいきれないところがある。また、それ以外のもの、例えば「国会」とすることも考えられるが、実際の規定ぶりからすると、そう言い切ることもできないように思う。逆に、一人称複数とは、「国民」でもあり、国会でもあるような、融通無碍な言葉のようにも思える。その意味では、一人称複数が誰であるかを曖昧にしていることに意味があるようでもある。しかし、このようなものが、法令に存在しているのか疑問がある。また、前文があっても一人称複数を用いないものがある中で、あえて、曖昧な一人称複数を用いる必要があるのかという疑問も生じるところである。

(13) 第214回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第2号（令和6年10月7日）1頁

第4 一人称複数と法律の制定主体

1 一人称複数と法律の制定主体に関する問題の所在

新教育基本法前文で、一人称複数が「日本国民」を示し、それが法律の制定主体でもあることを明記しており、旧教育基本法前文でもその点は、同様に解されている。ユネスコ活動に関する法律前文は「日本国民」が、補償金支給法は「国会及び政府」が、それぞれ法律の制定主体であるとしている。一方、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律前文では、「我ら」が法律の制定主体であることを明記している。これらを除くと、前文がある法律で、その前文の最後の段落にある「この法律を制定する。」に対応する主語は明記していない。これは、一人称複数を用いない場合も用いる場合もどちらも同じである。その上で、一人称複数と法律の制定主体の関係はどう考えるかが問題となる。

一方で、法律の制定主体とは何かということが問題となる。それは憲法上規定されている。さらに、法制執務の観点から、制定文の文章についても論じる。それらを踏まえ、法律の制定主体について、法制執務上、どう規定するべきと考えているのかを論じる必要がある。そして、それと一人称複数がどのように関係するのかを考察することにする。

2 法律の制定主体

(1) 憲法における法律の制定主体

憲法は、その前文で「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」とする「人類普

遍の原理」に憲法は基くとし、憲法第43条第1項で「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と定め、代表民主制を採用している。さらに、第41条で国会が「唯一の立法機関」であるとし、法律の制定主体は国会であることを明示している。つまり、憲法上、法律の制定主体は、国会であり、国民ではないはずである。なお、憲法第95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定め、国会が法律を制定する主体であることを明示的に規定している。

(2) 制定文の場合

法律の制定主体をどう考えるかという問題を考える上で、憲法とは別に制定文が参考になる。制定文とは、現在では、既存の法律の全部改正法の題名の次に置かれる既存の法律の全部を改正するものである旨を示す文章及び政令の題名の次に置かれる当該政令を制定する根拠を明らかにする文章をいう⁽¹⁴⁾。一方、かつては今まで述べてきた前文を制定文と呼ぶこともあった。現在では、前文と制定文とは明確に分けられているが、前文では最後の段落で「この法律を制定する。」という文言で終わることが多いことから、前文が法律の制定を宣言するものであることも明確であろう。したがって、前文が制定文の意味を有しているということができよう。その意味では、前文について考えるに当たって、制定文について、今一度、検討してみる必要がある。

現在の制定文のうち、全部改正法律の場合の制定文は、「〇〇法（令和〇〇年法律第〇〇号）の全部を改正する。」とする。この書き振りでは「制定す

(14) 法制執務研究会『新訂ワークブック法制執務 第2版』（ぎょうせい、平成30年）161頁。なお、大石眞「公布再考」『憲法制度の形成』260頁以下（信山社、令和3年）所収〔初出＝国学院法学17巻3号1頁以下（昭和44年）〕は、我が国の法律には制定文を付さないということを論じている。しかし、これは本文で述べた我が国での制定文についての実務のあり方を無視しているなど、不正確な認識に基いたもので、参考とはならない。この点について、中島厚夫「大石眞先生の「公布再考」への疑問」をnote上に掲載している（<https://note.com/atonkjm/n/n1ad2c5a2dcdd>）が、その中でも論じている。

る。」という文言は使われていないが、制定文であるとされている。しかし、「一時、「国会は、〇〇法（昭和〇〇年法律第〇〇号）の全部を改正するこの法律を制定する。」という形の制定文（前文）が置かれたこともあるが、現在では、この形は用いられない。⁽¹⁵⁾」ということがある。この制定文を置く法律には、国営競馬特別会計法（昭和24年法律第42号）がある。ただし、同法は、国営競馬特別会計法を廃止する法律（昭和30年法律第7号）により廃止されており、現在ではこの形の制定文を用いるものはない。法律の制定文に関する限り、制定の主体を明示することはしないことになっているといえる。

この制定文については、かつて、法律に一般的に制定文をおくことを検討したことがあり、そのことを示す資料が国立公文書館のデジタル・アーカイブ

にある。まず、行政文書>内閣官房>内閣総務官室関係>閣議・事務次官等会議資料>芦田内閣閣議書類（その3）昭和23年5月1日～昭和23年5月18日に、⁽¹⁶⁾「法令起案例規（その一）法制長官説明」という文書がある。この簿冊にある「5月1日（土）案件表」により昭和23（1948）年5月1日の閣議に出されたものであることが確認できる。この「法令起案例規（その一）法制長官説明」は、佐藤達夫法務庁法制長官の説明のための資料のようである。当時、（内閣）法制局は、GHQにより解体され、法務庁の一部門として法令審査業務を行うこととなっていた。この例規では、法律と政令に制定文を置くとし、それぞれ文例を定めるものであり、次のようになっている（原文は縦書き）。

法令起案例規（その一）

今後法律及び政令には、左の例により制定文を附すること。

第一 法律の場合（通常の場合）

(1) 新たな制定の場合

……法

国会は、ここに……法を制定する。

第一條

(2) 全部改正の場合

……法

国会は、ここに……法（ 年法律第 号）を改正する法律を制定する。

第一條

(3) 一部改正の場合

……法の一部を改正する法律

国会は、ここに……法（ 年法律第 号）の一部を改正する法律を制定する。

第 條中「 」を「 」に改める。

(4) 廃止の場合

……法を廃止する法律

(15) 林修三『法令作成の常識 第2版』（日本評論社、昭和50年）110頁

(16) [https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=F000000000000058305&ID=M0000000000001367545&TYPE=](https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=F000000000000058305&ID=M000000000001367545&TYPE=)

ている。特に「国会は、…この法律を制定する。」と定めることはしないことが原則となっているといえる。

(3) 法律の制定主体の扱い

(1)と(2)で見てきたように、法律の制定主体は、「国会」であるということになる。この結論からすると、「我々」＝「日本国民」（新教育基本法）や「国会及び政府」（補償金支給法）が「この法律を制定する」とすることは、問題がある。また、ユネスコ活動に関する法律の前文では、「日本国民」が「この法律を制定する」となっていることも、問題がある。この点についても、従来、検討されてこなかったといえる。それは、前文の法的効果の面で、この問題が実際上の問題を生じることがないからであろう。しかし、法制執務として考える限り、少なくとも今後は改めるべき事柄だと思う。

しかし、法律の制定主体は、「国会」であるというここでの結論は、現在の実務では問題とならないともいえる。というのも、前文の「この法律を制定する」に対応する主語を「国会」とするものはないからである。というよりも、現在の実務の主流は、法律の制定主体は明示しないのを原則としている。実際、法律の前文において、「この法律を制定する」の主語を明示することは原則としてしないのである。また、法律の全部改正の場合の制定文についても、法律の制定主体を明示することはない。これは、後述するように、法令文の客観性からくる要請でもある。しかし、この問題に入る前に、法律の制定主体との関係で一人称複数をどう考えるかを項をあらためて見ていくことにしたい。

3 法律の制定主体と一人称複数

2で見たように、法律の制定主体は、国会と考えるべきであり、前文において「この法律を制定する。」ということに対応する主語を書くとするならば「国会」とすべきであるが、実務的には「国会」を法律の制定主体として明示しないのが原則であ

る。

一方で、第3において見てきたように、一人称複数は、法律の由来等を語るものである以上、法律の制定主体と考えることになりそうである。新教育基本法や原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律は、その点を明確に規定している。また、問題解決促進法前文第1項では、「我々」が入所者等法を制定したと規定している。このほか、一人称複数が法律の制定主体であることを明示していない場合にも、一人称複数が法律の制定に関して、前提となる事柄を語る主体である以上、一人称複数は、法律の制定主体と考えることになりそうである。

しかし、法律の前文で、「この法律を制定する。」の主語を明示する例が圧倒的に少ないのも事実である。また、一人称複数が法律の制定主体であるとするならば、一人称複数を主語として、例えば「我々は、…この法律を制定する。」とすべきである。なぜ、そうしないのか。その理由の一つが、先に述べたように法律の制定主体を特定するならば「国会」となる以上、一人称複数は国会であることを意味することになるということがある。この場合、一人称複数を国会と解することに確定することを避けているように思える。新教育基本法では「我々」＝「日本国民」＝法律の制定主体となっているように、この一人称複数は、「国民」であり、法律の制定主体でもあるという二つの面があり、その上で法律の制定主体として国会と解することを確定せず、曖昧なままにしておくことになっているように思われる。

しかし、こうした疑問は今まで出されてこなかったようにも思う。これは、この一人称複数の使用と法律の制定主体との関係について解釈の行方が、実際に法的な問題を生じるものではないからであろう。そのため、旧教育基本法以降、憲法前文の「われら」を継承したとしても問題とならなかった。旧教育基本法の解説書等を見ても、問題とされていない。憲法制定直後であり、その憲法制定を受けての旧教育基本法の制定でもあることから、憲法とのつ

なかりを意識したということがあったのであろう。しかも、法律にこのような前文を付けることは同法以前には例がないこともあった。しかし、憲法と法律では制定の主体が異なるのであり、その点を考慮しなかったこと自体は問題があるというべきである。しかし、そうした検討は行われず、結局のところ、以上のように一人称複数で「国民」とも「国会」ともいずれに解するかということが決定できないということになっている。この意味で、前文の一人称複数は、曖昧なものにとどまっている。そして、それは、法令で一人称複数を用いること自体が問題とされなければならないことを示唆している。

第5 法令の文章の客観性について

1 法制執務と法令の文章の客観性

これまで述べてきたところから、法律における一人称複数については、きちんとした検証がなされておらず、その結果、これらの一人称複数は、曖昧なものとなっているといえる。

一方、法律における一人称複数は、いずれも、前文に出てくるものであり、また、前文にしか出てこない。逆に言えば、本来の法律、ひいては法令の条文では、そもそも一人称複数は、用いられてないということである。法令では、基本的に条文は、非人称的な三人称とでもいうべき、客観的な文章となっている。その意味では、本来一人称複数は法令に用いられるべきではないということを問題にすべきであらう。

そこで、以下では、そもそも法令における文章において人称をどう考えるかを考える必要がある。しかし、我が国の法制執務、立法技術に関する書籍で、人称について触れるものは、私の知る限りではないように思う。一方、アメリカの立法技術の書籍では、人称について触れるものがある。そこでは、法文では三人称を用いるべきだが、連邦議会は、時

折〔every now and then〕、通常は比較的危害はないが、それでも不適切であるような形（連邦議会の意見や認識の表明といったところ）で、この原則に反することがあるとし、具体的には、「合衆国及びその同盟国〔the United States and its allies〕」というべきところを「我らの国及び我らの同盟国〔our Nation and our allies〕」としているという例を挙げている。⁽²⁰⁾この彼我の違いは、そもそも人称を意識する言語とそうではない日本語の違いもあるだろうが、このような違いが生じることについて、考えるべきことがあるように思う。少なくとも、我が国においても、本来、三人称で書かれなければならないとすべきかを検討する必要があることを示している。

それでも、この点に関連するものとして、佐藤達夫編『法制執務提要』では、次のように述べているところがある。⁽²¹⁾

法令は、制定権者がある特定の政治的、経済的、社会的又は文化的な目的を達成するために制定されるものであるが、それは、ひとたび制定された後は、制定に際して制定権者が意図したところとは、全く独立した客観的な存在となり、制定権者が主観的に立法内容として考えていたことと離れて、その表現の形式を通じて得られる意味と内容によつて、解釈され、運用されることとなる。従つて、法令の立案に当る者としては、制定権者の意図する立法の内容が、正確に、明りように、かつ、平易に、そのまま表現されるように、その用字、用語及び文体を用いるようにつとめなければならない。

これは、人称に言及するものではない。しかし、ここで書かれていることを敷衍すれば、法令の文章は客観的でなければならず、そのため、一人称は排除され、三人称で書かれなければならないというこ

(20) Tobias A. Dorsey, *Legislative Drafter's Deskbook: A Practical Guide*, The Capitol Net, 2006, p195

(21) 佐藤達夫編『法制執務提要〈新版〉—法令の立案・制定・実施』学陽書房、第7刊、昭和37年）225頁

ともできそうに思える。しかし、このような客観性については、それをどこまで貫徹すると考えているのか疑問なところがある。というのも、上記のような客観性を徹底するならば、アメリカにおける textualism 条文主義のように、条文以外のものを参照することを否定することにもなる。しかし、同書で法令の解釈を論ずるところでは、論理解釈上注意すべき点として、立法者の意思を参考にしなければならぬとし、「すなわち、その法令の制定に当つて、立案や審議に関係した人々の考え、それが文字になつてあらわれているところの提案理由の説明とか、国会の議事録、特に委員長報告等の資料は、その法令の解釈に当つて重要な参考となる。」のである⁽²²⁾。ただし、法令は制定されると「それ自体独立の意味をもつものであるから、立法者の意思だけをよりどころにすることも、また、適当ではないことも考えなければならない。」⁽²³⁾ともしている。いずれにしても、基本的に法令の条文は、客観的なものであることが要請されるとすれば、その意味で、法令の本体の条文では、一人称（複数）は、用いないことにすべきであると思われる。

2 法令の文章の客観性について

法令文の客観性や人称の扱いについては、法律家や法学者ではなく、言語や文章に関心を持っている人物が論じている。

まず、波多野完治である。⁽²⁴⁾波多野は、ロベール・カトリヌの『行政の文体』という書籍に行政

の文書の持つべき性格の一つに「客観性」があり、それは行政の文書が大臣や知事などの機関による文書であり、それはそうした機関についた個人から離れて、いいかえれば、その大臣や知事が変わっても文書としては有効性は保持される、つまり、「無時間的」なものであり、そのため行政文書には主観は禁物であるとした上で、法の文章にもこの客観性は不可欠であるとする。⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾

野口武彦は、明治期において言文一致と三人称の発見が同時発生的であったことを論じる書籍の中で、明治3年の新律綱領中の「鬪毆律・父祖被毆」の条文等を示し、これが伝統的な律令の法文形式を踏襲するものであるとしつつ、法学的な三人称にも言及し、明治初期においては、いまだ三人称が発見されておらず、当時の日本語では法学的な三人称をまかなえなかったという議論を展開している。⁽²⁷⁾この点は、明治期の法典整備の中で、現在のような法令の三人称の文体が作られてきたことを示している。

野口の挙げる例とは異なるが、文体の変遷を見る上で時系列的な比較が可能である賭博罪について見ていくことにする。まず、新律綱領では、雑律律中に規定されており、次のようになっている。⁽²⁸⁾

凡ソ財物ヲ賭シ博戯(ギャンブル)ヲ為ス者ハ、皆杖八十。賭場ノ財物ハ、官ニ入ル。其賭房(ギャンブル)ヲ開張スル人ハ、其列ニ与ラズト雖モ、同罪。飲食ヲ賭スル者ハ、論ズルコト勿レ。

(22) 佐藤・前注・366～367頁。

(23) 佐藤・前掲注(21)367頁

(24) 波多野完治「法とことば」林大=碧海純一編『法と日本語 法律用語はなぜむずかしいか』（有斐閣、昭和56年）222頁以下所収

(25) 波多野・前注・226～227頁。

(26) 波多野・前掲注(24)229頁。

(27) 野口武彦『三人称の発見まで』（筑摩書房、平成6年）第五章「洋学と人称」（149頁以下）は、「江戸時代の洋学は、三人称を知らなかった。」と始まり、蘭学について述べた後、法学の文章について論じている（164～178頁）。特に171～176頁は、特に明治期の法令における人称について述べている。

(28) 石井紫郎=水林彪『法と秩序 日本近代思想体系7』（岩波書店、平成4年）314頁による。したがって、編集により、句読点が付され、仮名の清濁が整理され、字句の左側にある字句の意味を示す振り仮名は割注にしているなどのことがなされている。なお、引用に当たっては、編者の付けた振り仮名は略している。

このうち、最後の文は、口語で書くとする「論ずるな」という命令（禁止）形である。名宛人があることを想定した文となっている。つまり、刑罰を科する者を想定し、その者に対して、禁止するという構文になっているのである。これに対し、旧刑法（明治13年7月17日公布、明治15年1月1日施行のもの）第261条第1項では、次のようになっている。⁽²⁹⁾

第二百六十一条 財物ヲ賭シテ現ニ博奕ヲ為シタル者ハ、一月以上六月以下ノ重禁錮ニ処シ、五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス。其情ヲ知テ房屋ヲ給与シタル者亦同ジ。但、飲食物ヲ賭スル者ハ、此限ニ在ラス。

この最後の文は、ただし書の形式になり、客観的な形式となっている。つまり、形式的にみて、この文の名宛人を想定するようにはなっていない。これは、箕作麟祥によるフランス刑法の翻訳から始まる欧州の法典の翻訳を経て、「泰西主義」による法典編纂事業の方針によりボアソナードの指導の下に、⁽³⁰⁾旧刑法が作られたからである。なお、これらの規定に相当する刑法（明治40年第45号）第185条について、平仮名口語文化される前の規定と現行の規定は次のようになっている。旧刑法の条文の構造は、すでに現行と同じ三人称で書かれていることが確認できる。

第八十五条 偶然ノ輸贏ニ関シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者ハ五十万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス

（賭博）

第八十五条 賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

ただ、この点については、野口のように人称についての問題としてだけからくるものではない。特に新律綱領までは、「官吏が罪人を処断する際の執務準則であり、いうなれば、刑事担当の役人の手引にすぎない。それは、公事方御定書から、仮刑律を経て、新律綱領にまで一貫するところの、この国の刑法典の重要な特徴の一つであり、西欧近代法のそれとは対蹠的なものであった。⁽³¹⁾」のである。つまり、新律綱領などは、官僚の執務準則であったということから、その文体は、担当の役人を想定している文体になっているのである。したがって、そうした刑法のあり方がその形式を規定した部分もあると思われる。また、それ以前においては、法に関する思考は、刑政が中心であったのである。その意味で、文章としてだけではなく、法令のあり方や法令に関する考え方がそもそも違っていたというべきではないかとも思う。しかし、その後は、西欧の法典に倣った法典整備となり、それにふさわしい文章体が生み出されるのである。法令文の人称に関しても、賭博罪についての規定の変遷を見てもわかるように、客観的な三人称の文章になっていったのである。

山本貴光は、法律の文章について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の条文を例に、それが非人称の独話体であることを示し、次のように書いている。⁽³²⁾

こうした非人称の文体は、後に見る科学の文体にも通じる。科学の場合は、自然の性質に関する発見が文

(29) 石井＝水林・前注・396～397頁。

(30) 水林彪「史料解説」石井＝水林・前掲注(28)557～558頁。

(31) 水林・前注・555頁。

(32) 山本貴光『文体の科学』（新潮社、平成26年）131頁。同書は、「第五章 法律—天網恢々疎にして漏らさず」（109頁以下）において、法律の文体について論じているが、引用はその中でのものである。

章として報じられるわけだが、その際、発見された知識の記述は非人称で書かれることが多い。つまり、法律も科学も、特定の個人から離れて、誰にでも当てはまる普遍的なものとして書かれる必要があるために、本来そこにいるはずの人間の姿が隠されるのではない。もう少し言えば、特定の個人が話者とならないのだから、対話体は選べず、独話体となる。しかし、特定の個人が語る独話体ではなく、語り手が姿を隠す独話体、非人称の独話体という、この言葉面だけを見ると矛盾しているような文体が選ばれるのである。

山本は、ここでは、法律が普遍的な文章であるべきであるとして、語り手が出てこない非人称的な文体となっていることを示している。そして、先に述べた波多野の法令文が持つ無時間的な性格からくる客観性ということとあわせて考えると、法律ひいては法令においては、文章に語り手が出てきてはならないのである。そして、この非人称的な三人称の文体は、先にみたように明治の法典整備の時代にできあがったということができる。

法令文は、客観的な叙述によらなければならない。法令の文章は、原則として、その発話主体も特定のものではなく、その名宛人も特定されない。したがって、客観的な非人称的な意味での三人称による文章となるのである。それは前文でも、そうすべきであると考ええる。

第6 おわりに

法律が前文に置かれる場合に、その前文で一人称複数を用いられることがある。その場合、その一人称複数は、明示的に「国民」であるとする法律がある。しかし、それを明示しない法律も多い。その場合に、その一人称複数が何を意味しているかであるが、「国民」であると思える場合もあるが、同じ前文の中でも異なる意味となることがあるように思え

るし、法律によって「国民」ではないと考えるべきであるようにも思える。このように、一人称複数は、一義的には決まらない曖昧なものとして用いられているように思える。

一方で、法律の前文で一人称複数を用いられると、法律の制定主体であることを意味することになるとも考えられ、その点からも考察されなければならない。そして、憲法上、法律は国会が制定している、つまり、一人称複数が国会を意味することになるはずであるが、多くはそう考えられていないようである。この点も、一人称複数を曖昧なものとしている。

こうした問題があることについて、検討されないまま、法律の前文において一人称複数を用いられてきた。それは、一人称複数の解釈や法律の制定主体についての解釈が法的な問題を生じさせることがないので、解釈として問題とならなかったからであろう。そのため、立案にあたって一人称複数についてあまり厳密に考えてこなかった面があるように思われる。それは、現在、一人称複数を用いられているものについても、それが直ちに問題があり、すぐに改正をしなければならないということにはなっていないということである。しかし、こうした在り方が良いとは思えない。

また、本来、法令の文章は、その普遍的で、無時間的な性格から、特定の語り手を想定することがないように、非人称的な三人称である文体で記述されなければならないと考える。このことは、法令の一部である前文でも妥当するはずである。つまり、前文においても、非人称的な三人称でなければならない、一人称複数を用いるべきではない。実際上も、法律の前文には、一人称複数を用いずに規定されているものの方が多いのである。少なくとも、今後は、法律に前文を置くとしても、その文章は、法令の文章として厳密に立案されるべきで、今後は前文

においても一人称複数を用いることは避けるべきである⁽³³⁾と考える。

(33) 一人称複数の問題が前文の在り方からきているとすれば、前文を設けること自体を問題とすべきかもしれない。「前文は、憲法のように格調高い理想をうたいあげる場合には必要であるかもしれないが、法律や条例に前文を設ける必要はない。憲法のほか、法律や条例に前文が置かれた例〔略〕もないわけではないが、法令の一部として、直接の法的効果をもたない精神的・政策的文章を織りこむことは邪道であり、悪趣味以上のものがある。条例を立案するにあたっては、いささかたりとも、国の悪例を見習う必要はない。」(山本武『地方公務員のための法制執務の知識 増補改訂版』(帝国地方行政学会, 昭和49年)154頁)という指摘もかつてあった。しかし、現在では、前文を設ける実務は定着している。ただ、前文を置く以上は、それが意味のあるものでなければならない。そのためにも、一人称複数については、見直しが必要であると思う。